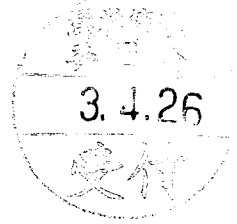


第14号様式 (第8条関係)
(その1)

会計	種別	金額	摘要		
(#)	(#)	(3)	(島)		



収 支 報 告 書

令和 2 年分
(令和 年 月 日開催分)

- 1 (ふりがな) けんせいかい
政治団体の名称 健政会
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23
- 3 代表者の氏名 野間 健
- 4 会計責任者の氏名 岩下 晃治

政治団体の区分

政党の支部
 政治資金団体
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 野間 芳香

(電話) 0996-22-1505

(電話)



資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 衆議院議員(候補者)

資金管理団体の届出をした者の氏名 野間 健

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 野間 健

公職の種類 衆議院議員(候補者)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	千	円	1	8	6	4	4	8	1	0
(前年からの繰越額)	①						3	3	2	9	1	2	5
(本年の収入額)	②					1	5	3	1	5	6	8	5
支 出 総 額	B					1	0	6	7	9	2	0	6
翌年への繰越額	A - B						7	9	6	5	6	0	4

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額		十億	百万	千	円								
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)													0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額										備 考			
	十億	百万	千	円										
(ア) 個人からの寄附 〔うち特定寄附〕		8	3	1	4	0	0	0					内訳は(その7)へ	
(イ) 法人その他の団体からの寄附														
(ウ) 政治団体からの寄附			3	0	0	0	0	0	0	0				
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		1	1	3	1	4	0	0	0					
〔寄附のうち寄附の あつせんによるもの〕													0	内訳は(その8)へ
イ 政党匿名寄附													0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)		1	1	3	1	4	0	0	0					

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
寺地 哲美			1	0	0	0	0	令和2 1 6	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 1 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 2	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 4 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 6 1	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 6 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 7 31	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 9 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 11 2	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 11 30	鹿児島県薩摩川内市中郷2630-1	会社役員	
(計)			1	1	0	0	0				
坊野 由美子			1	0	0	0	0	令和2 1 8	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 2 4	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 3	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
この頁の小計			1	4	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
坊野 由美子		十億		百万	1	0	0	0	令和2 4 6	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 5 15	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 6 11	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 7 3	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 8 7	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 9 9	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 10 15	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 11 11	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
”					1	0	0	0	2 12 6	鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955	会社役員	
(計)				(1	2	0	0	0)		
下田代 信夫					1	0	0	0	令和2 1 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	2 2 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	2 3 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	2 4 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
”					1	0	0	0	2 5 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員	
この頁の小計					1	4	0	0	0			
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
下田代 信夫	十億	百万	千	百	十	円	令和2 6 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 7 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 8 11	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 9 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 10 12	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 11 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
”							2 12 10	鹿児島県南九州市川辺町清水5045	会社役員		
(計)		(1	2	0	0)				
田島 涼二							令和2 1 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 2 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 3 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 4 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 5 8	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 6 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
”							2 7 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社会長		
この頁の小計			2	1	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附					
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考			
田島 涼二		十億		百万	2	0千	0	0	0	令和 2 8 7	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社社長	
”					2	0	0	0	0	2 9 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社社長	
”					2	0	0	0	0	2 10 9	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社社長	
”					2	0	0	0	0	2 11 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社社長	
”					2	0	0	0	0	2 12 10	鹿児島県薩摩川内市入来町副田3039-5	会社社長	
(計)			(2	4	0	0	0	0)				
久保 忍					1	0	0	0	0	令和 2 1 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 2 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 3 23	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 4 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 5 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 6 22	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 7 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 8 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	0	2 9 23	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
この頁の小計					1	9	0	0	0				
その他の寄附													
合計													

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
久保 忍		十億		百万	1	0	0	0	令和2 10 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	2 11 20	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
”					1	0	0	0	2 12 21	鹿児島県薩摩川内市国分寺町6668-6	会社役員	
(計)				(1	2	0	0)			
徳重 政子					3	0	0	0	令和2 1 24	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 4 24	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 7 22	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 10 23	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
”					3	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
この頁の小計					3	6	0	0				
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額								年月日	住所	職業	備考
徳重 政子	十億	百万	3	0	0	0	0	円	令和2 12 25	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町33-3	会社役員	
(計)			(3	6	0	0	0)			
小園 秀作			2	0	0	0	0	円	令和2 1 24	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 4 24	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 7 22	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 10 23	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	円	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬2275-1	会社役員	
(計)			(2	2	0	0	0)			
岩下 晃治			1	0	0	0	0	円	令和2 1 24	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
この頁の小計			2	6	0	0	0	円				
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
岩下 晃治		十億		百万	1	0	0	0	令和 2 2 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 4 24	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 7 22	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 10 23	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
”					1	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市港町278	無職	
(計)					(1	2	0	0)		
児玉 利久					2	0	0	0	令和 2 1 24	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”					2	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”					2	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
この頁の小計					1	7	0	0				
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
児玉 利久	十億	百万	2	0	0	0	0	令和2 4 24	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 7 22	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 10 23	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手4087-2	会社役員	
(計)			(2	4	0	0	0)		
永吉 浩二			1	0	0	0	0	令和2 1 24	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 4 24	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員	
この頁の小計			2	3	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
永吉 浩二	十億	百万	千	百	十	元	令和2 6 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 7 22	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 9 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 10 23	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 11 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
”							2 12 25	鹿児島県薩摩郡さつま町船木1350-25	会社役員		
(計)			(1	2	0	0	0)		
濱田 國弘							令和2 1 24	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 2 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 4 24	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 6 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
”							2 7 22	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事		
この頁の小計				1	4	0	0	0			
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
濱田 國弘	十億	百万	1	0	0	0	令和2 8 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	2 10 23	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
”			1	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市水引町7615-8	理事	
(計)			(1	2	0)			
堀之内 己千男			1	0	0	0	令和2 1 24	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 4 24	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 7 22	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”			1	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
この頁の小計			1	4	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
堀之内 己千男	十億	百万	千	百	十	円	令和2 10 23	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”							2 11 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
”							2 12 25	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2775-5	会社役員	
(計)			(1	2	0)			
岩下 八州男							令和2 1 24	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 2 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 4 24	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 6 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 7 22	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 8 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 9 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 10 23	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
”							2 11 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員	
この頁の小計				1	4	0				
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
岩下 八州男	十億	百万	千	百	十	円	令和2 12 25	鹿児島県薩摩川内市御陵下町5073	会社役員		
(計)											
田中 憲夫							令和2 1 24	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 4 24	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 6 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 7 22	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 9 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 10 23	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
”							2 12 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町2138	会社会長		
(計)											
この頁の小計											
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	十	円	円				
直 春美			1	0	0	0	0	令和 2 1 24	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 4 24	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 7 22	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 10 23	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市宮崎町3016-5	会社役員	
(計)			(1	2	0	0	0)		
小園 美喜男			2	0	0	0	0	令和 2 1 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員	
この頁の小計			1	6	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	百	十	円					
小園 美喜男			2	0	0	0	令和2 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 11 13	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
”			2	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3105-5	会社役員		
(計)		(2	4	0	0)				
手打 健次			2	0	0	0	令和2 1 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員		
”			2	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員		
”			2	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員		
”			2	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員		
この頁の小計			2	8	0	0					
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
手打 健次		十億		百万	2	0	0	0	令和 2 5 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 10 26	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市港町122-1	会社役員	
(計)				(2	4	0	0)			
松岡 英司					2	0	0	0	令和 2 1 27	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
この頁の小計					2	8	0	0				
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
松岡 英司		十億		百万	2	0	0	0	令和2 7 27	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 10 26	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
”					2	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市大小路町71-1	会社役員	
(計)			(2	4	0	0	0)			
濱田 晋一					1	0	0	0	令和2 1 27	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”					1	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
この頁の小計					2	0	0	0				
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
濱田 晋一	十億	百万	千	百	十	円	令和2 9 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”							2 10 26	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”							2 11 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
”							2 12 25	鹿児島県薩摩川内市東向田町1-22	会社役員	
(計)										
今藤 尚一							令和2 1 27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 2 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 4 27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 6 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 7 27	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 8 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 9 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
”							2 12 25	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名203-1	会社役員	
この頁の小計										
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額									年月日	住所	職業	備考
(計)	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
田島 賢一			1	0	0	0	0	0	0	令和 2 1 27	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 10 26	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
”				2	0	0	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市入来町副田6060	会社役員	
(計)			(2	4	0	0	0	0)				
中原 政秋				1	0	0	0	0	0	令和 2 1 27	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
この頁の小計				2	5	0	0	0	0				
その他の寄附													
合計													

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
中原 政秋	十億	百万	千	百	十	円	令和2 2 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 4 27	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 6 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 7 27	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 8 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 9 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 10 26	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 11 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
”							2 12 25	鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵1040	会社役員	
(計)										
内田 美保子							令和2 1 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 2 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 3 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
この頁の小計										
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
内田 美保子	十億	百万	千	百	十	円	令和2 4 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 5 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 6 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 7 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 8 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 9 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 10 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 11 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
”							2 12 27	鹿児島県日置市吹上町湯之浦763-1	無職	
(計)			(1	2	0	0	0	0)
瀧田 淳次							令和2 1 27	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”							2 2 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”							2 3 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”							2 4 27	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”							2 5 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
この頁の小計				1	9	0	0	0	0	
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
濱田 淳次		十億		百万	2	0	0	0	令和 2 6 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 8 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 9 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 10 26	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 11 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
”					2	0	0	0	2 12 25	鹿児島県薩摩川内市勝目町5094-5	会社会長	
(計)			(2	4	0	0	0)			
桑木野 芳明					1	0	0	0	令和 2 1 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 2 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 3 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 4 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 5 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 6 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
”					1	0	0	0	2 7 27	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員	
この頁の小計					2	1	0	0	0			
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
桑木野 芳明	十億	百万	千	百	十	円	令和2 8 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員		
”							2 9 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員		
”							2 10 26	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員		
”							2 11 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員		
”							2 12 25	鹿児島県薩摩川内市平佐町3977-1	会社役員		
(計)			(1	2	0	0	0)		
宮里 兼実							令和2 1 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 2 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 3 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 4 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 5 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 6 29	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 7 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 8 25	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
”							2 9 28	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員		
この頁の小計				2	3	0	0	0			
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
宮里 兼実	十億	百万	2	0	0	0	0	令和 2 10 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 11 27	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
”			2	0	0	0	0	2 12 28	鹿児島県薩摩川内市陽成町8568-1	会社役員	
(計)			(2	4	0	0	0)			
小平 竜平			3	0	0	0	0	令和 2 1 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 2 28	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 3 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 4 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 5 29	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 6 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 7 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 8 31	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 9 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 10 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 11 30	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
この頁の小計			3	9	0	0	0				
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
小平 竜平	十億	百万	3	0	0	0	0	令和2 12 29	鹿児島県日置市伊集院町徳重2-3-2	会社役員	
(計)			(3	6	0	0	0)			
植田 利一			1	0	0	0	0	令和2 2 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 3 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 4 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 5 1	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 6 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 7 6	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 8 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 9 7	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 10 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 11 5	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 12 7	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
”			1	0	0	0	0	2 12 25	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目117-6	会社役員	
(計)			(1	2	0	0	0)			
この頁の小計			1	2	3	0	0	0			
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考	
久保 辰八		十億		百万	1	0	0	0	令和2 2 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 3 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 4 6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 5 1	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 6 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 7 6	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 8 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 9 7	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 10 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 11 5	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 12 7	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
”					1	0	0	0	2 12 25	鹿児島県日置市東市来町養母12460	会社役員	
(計)				(1	2	0	0)			
牧之角 五美					5	0	0	0	令和2 2 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”					5	0	0	0	2 3 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
この頁の小計					1	3	0	0	0			
その他の寄附												
合計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
牧之角 五美	十億	百万	千	円	令和 2 4 6	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 5 1	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 6 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 7 6	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 8 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 9 7	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 10 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 11 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 12 7	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
”			5	0 0 0	2 12 25	鹿児島県日置市伊集院町徳重651	会社顧問	
(計)			(6 0 0 0 0)				
小杉 勇			5	0 0 0	令和 2 2 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0 0 0	2 3 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0 0 0	2 4 6	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0 0 0	2 5 1	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
この頁の小計			7	0 0 0 0				
その他の寄附								
合計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
小杉 勇	十億	百万	千	百	十	円	令和2 6 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 7 6	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 8 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 9 7	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 10 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 11 5	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 12 7	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
”			5	0	0	0	2 12 25	鹿児島県鹿児島市皇徳寺台3-83-8	会社員	
(計)			(6	0	0 0 0 0)				
壇 慶一郎			1	0	0	0 0 0	令和2 2 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0 0 0	2 3 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0 0 0	2 4 3	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0 0 0	2 5 1	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0 0 0	2 6 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0 0 0	2 7 3	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
この頁の小計			1	0	0	0 0 0				
その他の寄附										
合計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額							年月日	住所	職業	備考
壇 慶一郎	十億	百万	1	0	0	0	0	令和 2 8 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0	0	2 9 4	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0	0	2 10 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0	0	2 11 5	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
”			1	0	0	0	0	2 12 4	鹿児島県日置市伊集院町徳重573-1	会社員	
(計)			(1	1	0	0	0)		
大田 輝美			3	0	0	0	0	令和 2 6 11	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 7 20	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 8 19	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			9	0	0	0	0	2 11 11	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
”			3	0	0	0	0	2 12 23	鹿児島県阿久根市波留1089-2	会社役員	
(計)			(2	1	0	0	0)		
寺地 政文			1	0	0	0	0	令和 2 7 27	鹿児島県阿久根市大川5865-2		
伊瀬知 亘			1	0	0	0	0	2 8 6	鹿児島県鹿児島市錦江台1-28-12		
神蘭 むつ子			1	0	0	0	0	2 8 13	鹿児島県伊佐市大口上町44-1	会社役員	
この頁の小計			1	4	6	0	0	0			
その他の寄附											
合計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
神 菌 祐 治	十億	百万	5	0	0	0	令和 2 8 13	鹿児島県伊佐市大口上町44-1	会社役員	
本 正 治			1	0	0	0	2 10 30	鹿児島県阿久根市鶴見町107	会社役員	
斉 野 信 子				2	0	0	2 12 5	鹿児島県出水市上鯖洲5771-5		
折 口 踊 子				2	0	0	2 12 5	鹿児島県阿久根市折口2403-3		
この頁の小計			6	0	4	0				
その他の寄附										0
合 計			8	3	1	4				0

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

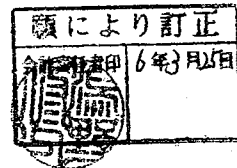
(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体からの寄附			
団体の名称	金額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円					
国民改革協議会		2	0	0	0	令和2年9月30日	東京都千代田区平河町2-12-15	直嶋正行	
陸山会		1	0	0	0	2018年12月	東京都千代田区赤坂2-2-1 東京都港区赤坂2-14-9	小沢 一郎	
この頁の小計		3	0	0	0				
その他の寄附									
合計		3	0	0	0				

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳					政治資金パーティーの名称	野間下サレ君を励ます会		
					対価の支払をした者の区分	法人 その他の団体		
対価の支払をした者の氏名(団体 にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事 務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
鹿児島県分権地方自治政策研究会		7	50	0000	R2.10.26	鹿児島市荒田1-4-14 丸ビル2F	藤田太一	
この頁の小計				500000				
合 計				500000				



本ページ追加

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目		金 額				備 考	
		十億	百万	千	円		
1	経 常 経 費						
(1)	人 件 費					0	
(2)	光 熱 水 費			5 7	1 6	7	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費			6 9	4 0	0	
(4)	事 務 所 費			5 1	2 9	6 6	
	小 計			6 3	9 5	3 3	① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千	円		
(1)	組 織 活 動 費			2 2	2 1	5	
(2)	選 挙 関 係 費					0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費			1 7	4 5	8	ア~エの合計を記載すること
	ア 機関紙誌の発行事業費					0	
	イ 宣 伝 事 業 費					0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			1 7	4 5	8	
	エ その他の事業費					0	
(4)	調 査 研 究 費					0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金		1 0	0 0	0 0	0 0	
(6)	そ の 他 の 経 費					0	
	小 計		1 0	0 3	9 6	7 3	② ((1)~(6)の合計)
	合 計		1 0	6 7	9 2	0 6	①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および国会議員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十 円	百 万	千	百	十	百	十	百	十				
電気代			1	5	5	0	0			令和 2 9 18	九州電力(株)川内営業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6-26	
この頁の小計			1	5	5	0	0						
その他の支出			4	1	6	6	7						
合 計			5	7	1	6	7						

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
	十 円	百 万	千	百	十	百	十	百	円				
車両修理代			3	1	0	0	0	0	0	令和 2 3 13	(有) 小園自動車商会	鹿児島県薩摩川内市東開聞町11-7	
”			3	8	4	0	0	0	0	2 10 30	(有) 小園自動車商会	鹿児島県薩摩川内市東開聞町11-7	
この頁の小計			6	9	4	0	0	0	0				
その他の支出								0	0				
合 計			6	9	4	0	0	0	0				

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあっては、主たる事務所の所在地）	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
電話代			1	3	7	6	5	0	0	令和2 1 15	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
家賃			2	5	0	0	0	0	0	2 1 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
電話代			1	3	8	8	9	0	0	2 2 18	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
家賃			2	5	0	0	0	0	0	2 2 25	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
電話代			1	4	3	6	8	0	0	2 3 22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
家賃			2	5	0	0	0	0	0	2 3 27	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 4 27	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
軽自動車税			1	2	9	0	0	0	0	2 5 15	薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市神田町3-22	
自動車税			3	4	5	0	0	0	0	2 5 15	鹿児島県鹿児島地域振興局	鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目5-1	
”			3	9	6	0	0	0	0	2 5 15	鹿児島県鹿児島地域振興局	鹿児島県鹿児島市谷山港2丁目5-1	
政治資金監査報酬			2	2	0	0	0	0	0	2 5 15	奥 康己	鹿児島県薩摩川内市中郷町6550-1	
家賃			2	5	0	0	0	0	0	2 5 25	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 6 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 7 31	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 8 25	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
この頁の小計			3	5	1	0	2	2	0				
その他の支出													
合 計													

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては, 主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	円	角	分	厘				
賃貸料			4	0	0	0	0	0	0	令和2 9 25	植田 利一	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1-117-6	
家賃			2	5	0	0	0	0	0	2 9 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 10 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 11 30	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
”			2	5	0	0	0	0	0	2 12 25	松元 宗雄	鹿児島県薩摩川内市小倉町5949-1	
この頁の小計			1	4	0	0	0	0	0				
その他の支出			2	1	9	4	4						
合 計			5	1	2	9	6	6					

- (備考)
- 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 - 3 「支出の目的」の欄には, 該当支出の目的を具体的に記載すること。
 - 4 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 (組織活動費(旅費交通費))			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては,主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出						1 9 6 1 5		
合 計						1 9 6 1 5		

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分(組織活動費(会議費))					
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては,その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては,主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計								0	
その他の支出						2	6	0	0
合 計						2	6	0	0

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については,その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては,その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的,金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には,当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち,1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については,その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては,その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的,金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には,当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち,上記により明細を記載した以外のものについては,「その他の支出」欄にまとめて,その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分(政治資金パーティー開催事業費(野間たけし君を励ます会))			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては, 主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	1 千	3	3	4	8 円	令 和	日				
食品代				1	3	3	4	8		令和 2 11 6	㈱イケダバン鹿児島センター	鹿児島県姶良市平松字水流3382-1	
この頁の小計				1	3	3	4	8					
その他の支出					4	1	1	0					
合 計				1	7	4	5	8					

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 (寄附・交付金(寄附金))				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては, その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては, 主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	千	百	十	千	百	十	千	百					十
寄附金			5	0	0	0	0	0	0	0	令和 2 7 31	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
”			5	0	0	0	0	0	0	0	2 11 25	野間たけし後援会	鹿児島県薩摩川内市御陵下町27-23	
この頁の小計			1	0	0	0	0	0	0	0				
その他の支出										0				
合 計			1	0	0	0	0	0	0	0				

← (その13) の

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち, 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については, その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には, 当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち, 上記により明細を記載した以外のものについては, 「その他の支出」欄にまとめて, その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳										項目別区分		借入先ごとの残額が100万円を超える借入金		
摘要		金額								年月日		備考		
		十億		百万		千		円						
野間 健				4	8	0	0	0	0	0	27	1	5	
野間 健				2	3	5	0	0	0	0	29	2	27	
野間 健				2	5	0	0	0	0	0	29	3	30	
野間 健				2	4	0	0	0	0	0	29	4	28	
野間 健					7	0	0	0	0	0	29	8	8	
野間 健				1	8	5	0	0	0	0	29	9	15	
野間 健					6	5	0	0	0	0	29	10	3	
野間 健				3	0	0	0	0	0	0	29	11	27	
野間 健				3	0	0	0	0	0	0	29	12	4	

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 ⁴月 ²日

政治団体の名称 健政会

会計責任者の氏名 岩下 晃治

代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和3年4月2日

健政会

代表 野間 健 殿

登録政治資金監査人

奥 康



登録番号 第1457号

研修終了年月日 平成21年5月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、健政会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、健政会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

健保会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上